

可児市子ども・子育て支援事業計画(第3期)の変更について

「子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法第61条に規定された、教育・保育事業及び地域子育て支援事業の量の見込みと確保の内容を定める計画です。

第3期計画を令和7年3月に策定しましたが、外国籍児童の増加に伴い、教育・保育事業において、認可外保育施設を含めた適切な量の見込みと保育枠の確保を行う必要があるため、数値を変更するものです。

【計画変更の背景等】

- ・可児市子ども・子育て支援事業計画では、これまで認可園(保育所、認定こども園、小規模保育施設)と幼稚園の保育ニーズ量の見込みと保育枠の確保を規定してきました。
- ・可児市在住の外国籍児童数は年々増加している中で、外国籍児童の就園者の約半数が言葉の問題等から認可外保育施設に通所しています。また、3歳以上の外国籍児童の就園率は日本人より低い状況にあり、未就園者が増加している現状があります。
- ・外国籍児童にとって集団生活の経験や日本語学習の機会は、小学校就学にあたり重要となります。言葉の問題等でつまづく児童が多く、就園を促進することはその抑制に繋がる可能性があります。
- ・このため、上記の外国籍児童の状況等を踏まえ、認可外保育施設を含めた子ども・子育て支援事業計画に変更することが必要と判断しました。
- ・なお、併せて、社会経済情勢の影響等を受け、幼稚園から保育園への保育ニーズ移行が加速化していることを加味して子ども・子育て支援事業計画の数値を変更します。

<外国籍児童数の推移>

※各年4月1日現在

	R3	R4	R5	R6	R7
0歳	95	101	77	95	108
1歳	86	97	96	85	105
2歳	88	89	95	100	90
3歳	74	87	93	97	110
4歳	86	79	97	108	105
5歳	93	83	84	103	110
0～5歳	522	536	542	588	628

【変更内容】

(1)教育事業(3～5歳)

- ・幼稚園から保育園へのニーズ移行が当初見込みより加速化しており、量の見込みを下方修正する。

(2)保育事業(3～5歳)

- ・認可外保育施設を含めた量の見込みと保育枠確保数に変更する。
- ・幼稚園から保育園へのニーズ移行が当初見込みより加速化しており、量の見込みを上方修正する。

(3)保育事業(0～2歳)

- ・認可外保育施設を含めた量の見込みと保育枠確保数に変更する。